

2010年10月期『東京国際交流館』入居者募集

《申請書はWeb ページからダウンロードして必要事項入力後プリントアウトして提出してください》

●応募資格

- ①2010年10月現在大学院生・大学院研究生である者
- ②大学の指定する期日に入居できる者
- ③「留学」の在留資格を有するもの

その他留意事項参照

●募集棟及び宿舍費月額

単身 A 棟 (20㎡)	8室	35,000 円
単身 B 棟 (30㎡)	9室	45,000 円
夫婦 C 棟 (80㎡)	1室	65,000 円
家族 D 棟 (100㎡)	1室	75,000 円

※C 棟は入居後に出生した場合を除き子供の同居はできません。

※C 棟 D 棟申請者は本人及び家族全員が申請時に渡日していること。

※その他入管費が1ヶ月分必要です

●入居開始日

平成22年10月上～中旬(入居開始日が遅延することがありますので、この点を了解して応募すること)

●入居期間

平成22年10月上旬～平成24年3月下旬の大学が指定する1年6ヵ月以内の最短修業年限まで

(期間内でも休学、退学する場合はその日以前に退館することとなります)

●次の場合は申請できません

- ・既に2年間、独立行政法人日本学生支援機構(旧日本国際教育協会(AIEJ)及び旧内外学生センター含む)宿舎に入居したことがある場合。
(C 棟 D 棟申請者は同居人も含む)
- ・入居期間中に修学の継続が困難(休学・退学)と予想される場合
- ・C、D 棟希望者の同居予定者が就労している場合(資格外活動許可による場合を除く)
- ・本学、他大学、日本学生支援機構、民間企業社員寮に入居中で2010年10月以降も入居許可のある場合
(留意事項参照)

●提出締切 **7月28日(水) 16:00 (厳守)**

●提出書類

- 1) 東京国際交流館 入居申請書 別紙様式 1-1(1)(2)
- 2) 東京国際交流館における交流活動実施・参加計画書 別紙様式 3
- 3) 学生証(表・裏)写し(141%拡大)
- 4) 10月入学予定者のみ
学生証に代わる入学許可書・合格通知書等書類の写し(入学後、学生証の写しを提出すること。)
- 5) 外国人登録証明書(表・裏)写し(141%拡大)
(C 棟 D 棟希望者は、家族の外国人登録証明書(表・裏)を含む)
- 6) 旅券の写し(顔写真・上陸許可シール貼付ページ)(141%拡大)

- (C棟D棟希望者は、家族の旅券(顔写真ページ・上陸許可シール貼付ページを含)
- 7) C棟D棟希望者のみ、申請者と同居人の続柄が分かる書類
(書類が英語以外の外国語の場合は、申請者本人が署名または捺印した翻訳文)
 - 8) 「東京国際交流館」入居申請書附属調書
 - 9) 国際学術交流協定に基づく受け入れの留学生のみ(国際学術交流協定に基づく留学生の氏名が分かる書簡の写し)

●提出先 アドミニストレーション棟 1 駒場インターナショナルオフィス
(旧留学生ラウンジ)

詳細は募集要項を参照の上間違いのないようにお申し込みください

※申請書に記入もれ、記入事項に不正(過失も含む)があった場合は、推薦の対象となりません。後日判明した場合は、入居許可が取り消され、直ちに退去処分となります。

2010年7月9日
総合文化研究科教務課国際交流支援係(担当:坪山)
Tel: 03-5454-6064

平成 22 年度 10 月期「東京国際交流館」入居者募集について

このことについて、下記のとおり入居者を募集します。
別紙「東京国際交流館入居希望者に関する留意事項」に留意の上応募願います。なお、入居者選考に際しては国際委員会宿舍入居選考等専門委員会において厳正に審査し審査結果は 8 月末にお知らせします。

記

1. 募集棟及び館費（月額）：

単身A棟（20m ² ）	：35,000円
単身B棟（30m ² ）	：45,000円
夫婦C棟（80m ² ）	：65,000円
家族D棟（100m ² ）	：75,000円

2. 入居開始時期：平成 22 年 10 月上～中旬（入居開始時期が遅延することがあるので、この点を了解して応募すること。）

3. 応募資格
 - 1) 平成 22 年 10 月現在、大学院学生・大学院研究生である者
 - 2) 大学の指定する期日に入居できる者
 - 3) 「**留学**」の在留資格を有する者
 - 4) 国際交流会館等の入居期間は、過去の入居期間を含め 2 年以内

※ その他、留意事項参照。

4. 入居期間
平成 22 年 10 月上旬から平成 24 年 9 月下旬までの間で大学が指定する 2 年以内の最短修業年月まで。
(期間内でも休学、退学する場合はその日以前に退館することとなります。)

5. 提出書類
 - 1) 東京国際交流館 入居申請書 別紙様式 1-1 (1) (2)
 - 2) 東京国際交流館 交流活動実施・参加計画書 別紙様式 3
 - 3) 学生証（表・裏）写し（141%拡大）
 - 4) 10 月入学予定者のみ
学生証に代わる入学許可書・合格通知書等書類の写し（入学後、学生証の写しを提出すること。）

- 5) 外国人登録証明書（表・裏）写し（141%拡大）（未だ発行されていない場合は、未提出でよいです）
- 6) 旅券の写し（顔写真・上陸許可シール貼付ページ）（141%拡大）
- 7) 「東京国際交流館」入居申請書附属調書
- 8) 国際学术交流協定に基づく受け入れの留学生のみ（国際学术交流協定に基づく留学生の氏名が分かる書簡の写し）

6. 提出期限 : 2010年7月28日(水) (必着)

7. その他

- 1) 新規渡日者に限り代理申請ができます。(単身A, Bのみ)
- 2) 10月期, 4月期以外の入居募集があった場合, 各期の補欠申請者を順次繰り上げて, 入居者を決定します。

提出・問い合わせ先：総合文化研究科留学生係
坪山 (TEL: 03-5454-6064)
tsuboyama.akiko@mail.u-tokyo.ac.jp

次ページの留意事項参照の上、申請書の作成をお願い致します

東京国際交流館入館希望者に関する留意事項

1. 東京国際交流館及び本学の規則を守って共同生活することのできる留学生を推薦いたします。

2. 次の場合は申請できません。

- 既に2年間、独立行政法人日本学生支援機構（旧日本国際教育協会（AIEJ）及び旧内外学生センターを含む）宿舎に入居したことがある場合（C棟D棟申請の場合、同居人も含む）
- 入居申請期間中に修学の継続が困難（休学・退学）と予想される場合
- C棟D棟希望者の同居予定者が就労している場合（資格外活動許可による場合を除く）
- 本学、他大学、日本学生支援機構、民間企業社員寮に入居中で、平成22年4月以降も入居許可期間のある場合

3. 代理申請（新規渡日者）についての注意

（特に次の点に注意し、入居辞退、短期間での退去がないようにお願いします。）

- A棟・B棟に限り、新規渡日者代理申請ができますので、別紙様式1-1(1)の署名欄に留学生氏名、(代理申請者)教員氏名を記載してください
- 留学生本人の希望を確認すること（共同生活、宿舎費、大学までの通学時間等条件の周知を含む）
- 許可された入居日、部屋番号、入居期間は変更できないこと
- 食堂、礼拝堂等はないこと、A棟の炊事場は共同であること
- 後日、家族を呼ぶ場合は退館しなければならないこと (夫婦・家族棟への変更はできない)

4. 「入居申請書」作成上の注意（特に次の点を確認願います）

- 申請書の作成は原則PC入力によるものとし、プリントアウト後、申請者（または代理申請者）が直筆署名すること
なお、PC入力が難しい場合は、直筆でも可
- 鮮明な写真であれば貼付欄に画像を貼り付けて印刷することも可
- 氏名欄はBLOCK LETTERで記入すること
- 入居居室タイプは、必ず一つを選択すること（複数選択不可）
- 過去の宿舎入居実績等を正しく記入すること
- 入居希望期間が在籍期間内であること
- 加除修正については、留学生本人が訂正すること
- 外国人登録証明書の写しが鮮明であること（黒く潰れていないこと）
- 記入事項に不備・不正があった場合は選考の対象としません。また、後日判明

した場合には、推薦・入居許可を取り消し、または退去処分とします。

- 国際学術交流協定に基づく受け入れの留学生のみ、国際学術交流協定に基づく留学生の氏名が分かる書簡を提出

5. 「附属調書」記入上の注意（特に次の点を確認願います）

- 収支欄を正しく記入すること
- 館費、通学費が支払い可能な収入状況であること
- C棟D棟希望者については、同居家族欄に入居する者全員を記載の上、全員の外国人登録証明書の写しを添付すること
- 配偶者が学生である場合には、さらに配偶者の在学証明書または学生証の写しを添付の上、所属欄、奨学金欄を正確に記入すること
- 夫婦が別居している場合で、外国人登録証明書によって婚姻関係が確認できない場合には、確認できる書類を添付すること
- 同居予定者が、就労（会社員等）していないこと（就労の場合は申請不可。但し、資格外活動の許可を得て、その範囲でアルバイトしている場合を除く）
- 家族（夫・妻・子供）が無職の場合は、その旨を所属欄に記入すること
- 家族が適切な在留資格を有すること

6. 留年等で入居期間を延長する申請について

- 居住者で、留年等で最短修業年限を超過するため、入居期間延長を希望する者は、入居期間満了前の4月期・10月期の入居申請時に次の書類を提出すること
 1. 東京国際交流館入居期間延長申請書（様式7）
 2. 申請者本人作成の修学計画書（A4、様式任意）
 3. 指導教員作成の学生の研究の進捗状況及び修学指導計画等を記した意見書（A4、様式任意）
- * 委員会で審査のうえ、入居期間延長が認められる場合があります。

7. 子供を伴う学生への注意

- 近隣の保育園に入園が認められないことなどであっても入居日の変更はできないこと

8. その他の注意

- A棟の炊事場は共同であること（信教上、アレルギー等の健康上などの理由であっても特別な措置は行うことができないことを了解すること）
- 許可された入居日、部屋番号、入居期間は変更できないこと
- 許可期間内であっても、休学、退学、研究員採用等により身分の異動がある場合はそれ以前に退館すること
- 入居後に出生した場合を除き、夫婦C棟に子供の同居はできない。
- C棟D棟申請者は、家族全員が申請時に渡日していること